

暮らし

みどりの協定

道路に面した自宅の敷地を緑化してみませんか。区と協定を結ぶと、緑化に必要な花苗・土等の緑化資材の一部を年1回支援します。

【協定期間】2022年3月31日まで

【対象】10戸以上で構成し、区内の地域緑化活動に年間を通して協力できる団体

※「みどりの推進モデル地区」に指定している笹塚町特別出張所管内の地域では、5戸以上で構成する団体に花苗等を年2回に回数を増やして支援します。 ※協定を結ぶ団体は現地調査の上、決定します。

【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。

赤十字運動にご協力を

●5月は「赤十字運動月間」
赤十字の活動は、皆さんの善意によ

りお寄せいただく活動資金に支えられています。お寄せいただいた活動資金は、救済・救護活動、血液事業、赤十字奉仕団活動などに使われます。

期間中、皆さんのご自宅に赤十字協賛委員(町会・自治会の役員)や奉仕団の方が伺うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】地域コミュニティ課管理係(本庁舎1階) ☎(5273)3519へ。

最新の杉並清掃工場見学会

【日時】5月28日(火)午前9時50分に京王井の頭線高井戸駅改札口に集合、11時30分に現地解散

【対象】区内在住・在勤の方、30名

【費用】100円(資料代)。交通費は各自負担

【持ち物】筆記用具、資料を入れるマイバッグほか

【共催】新宿環境リサイクル活動の会

【会場・申込み】往復はがきに2面記入例のとおり記入し、5月9日(必着)までに新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374

(月曜日休館)へ。応募者多数の場合は抽選。

創業スクール 講

【日時】6月4日～25日の火曜日午後6時～8時30分、全4回

【会場】西京信用金庫本店(新宿4-3-20)

【対象】区内で創業を目指す方、40名

【内容】経営・財務・人材育成・販路開拓ほか
【申込み】4月27日(土)から所定の申込書をファックスで西京信用金庫融資部経営支援グループ ☎(3356)8045・ ☎(3356)5595へ。先着順。申込書は新宿区ホームページから取り出せます。

【区の担当課】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701

再就職支援セミナー 講

●就職活動に役立つ
効果バツグンメイクアップ講座

【日時】5月29日(水)午後2時～4時(受け

はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名
 - ②〒・住所
 - ③氏名(ふりがな)
 - ④電話番号
- (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

付けは午後1時45分から)

【対象】都内在住でおおむね55歳以上の女性、18名

【内容】メイク方法の紹介・実演・演習(講師は中山玉栄・REIKO KAZKI専属講師)



※講座終了後、希望する方に簡単な撮影を行い履歴書サイズの写真を後日、郵送でお送りします。

【会場・申込み】5月20日(月)までに電話または直接、新宿わく☆ワーク(新宿ここから広場しごと棟、新宿7-3-29) ☎(5273)4510へ。応募者多数の場合は抽選。

地域活動団体の取り組みを応援

地域コミュニティ事業に助成します

第2回助成事業を募集します

区民主体の地域活動団体が行う取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化・絆づくりを推進します。

【対象団体】▶町会・自治会、地区町会連合会、地区協議会、またはこれらいずれかの団体を含む実行委員会、▶地域活動団体・NPO法人等(一定の要件あり)

【対象事業】7月1日(月)～2020年3月31日(火)に実施する次のいずれかの事業

▶地域全体の課題解決、▶安全安心なまちづくり、▶地域交流の促進

【助成金額】原則として助成対象経費の5分の4(1事業につき上限10万円)

※6月中に実施する審査会を経て、7月1日(月)までに交付対象事業を決定します。

【申込み】事前予約の上、所定の申請書等を5月7日(火)～31日(金)に事業を実施する地域の特別出張所(特別出張所所管地区以外は地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127)へ。各特別出張所等で申請に関する相談を受け付けています。

※詳しくは、新宿区ホームページ、特別出張所・地域コミュニティ課コミュニティ係で配布する募集要項でご案内しています。

※第3回助成を実施する場合は、広報新宿後号等でご案内します。



5月11日～20日

春の全国交通安全運動

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

交通事故防止のためには、交通ルールを守り正しい交通マナーを実践することが大切です。日頃から「自転車安全利用五則」を守り、運動期間中は重点項目に特に気を配りましょう。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265、牛込 ☎(3269)0110・新宿 ☎(3346)0110・戸塚 ☎(3207)0110・四谷 ☎(3357)0110の各警察署交通総務係へ。

自転車安全利用五則

①自転車は車道が原則、歩道は例外

「歩道通行可」の標識がある・13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行できます。

②車道は左側を通行

③歩道を通行する場合は、歩行者優先。自転車は車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

▶飲酒運転・2人乗り・並進・傘差し運転・運転中の携帯電話使用等は禁止、▶夜間はライトを点灯、▶交差点では信号を守り、一時停止・安全確認を。

⑤子どもはヘルメットを着用

春の全国交通安全運動重点項目

▶子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止、▶自転車の安全利用の推進、▶全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、▶飲酒運転の根絶、▶二輪車の交通事故防止、▶自転車・二輪車の放置防止



自転車の保険に加入しましょう

自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「TSマーク」(下図・補償内容の異なる2種類)を自転車に貼ると、傷害保険・賠償責任保険に加入できます。

また、損害保険会社が扱う火災保険や自動車保険等には「個人賠償責任保険」を特約として追加できます。詳しくは、各損害保険会社にお問い合わせください。

【問合せ】交通対策課交通企画係へ。



分譲・賃貸マンション管理の支援制度をご利用ください

マンション管理のこんな課題・悩みはありませんか

管理組合が機能していない

役員のなり手が不足している

管理規約や使用細則がないので作りた



居住者間のトラブルやマネー問題がある

管理費、修繕積立金の滞納がある

管理規約や使用細則の内容が現状に合っていない

マンションの良好な居住環境を長く保つためには、定期的に修繕を行うなど、適切に管理することが必要です。マンションの維持管理は賃貸の場合は所有者、分譲の場合は区分所有者によって構成される管理組合の自主的な取り組みに委ねられることが基本です。区では、この自主的な取り組みを支援するため、さまざまな事業を行っています。いずれも無料で利用できます。

【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

専門家(※)が相談に応じます

※新宿区マンション管理相談員(マンション管理士、1級建築士、弁護士等の資格を持つ方)

◆ マンション管理相談

新宿区マンション管理相談員が管理組合の運営や建物の維持、保全等の相談に応じます(賃貸は建物の維持・修繕のみ)。相談の2日前(祝日等の場合はその前日)までに住宅課居住支援係へ電話で予約してください。

【日時】毎月第2・第4金曜日午後1時～2時20分・午後2時30分～3時50分(祝日等を除く)

【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室

【対象】区内のマンションの区分所有者ほか

◆ 新宿区マンション管理相談員の派遣

マンションの管理組合の総会・理事会・専門委員会など区分所有者が集まる場等に派遣します。派遣希望日の2週間前までに、申請書を理事長名(賃貸は所有者名)で住宅課居住支援係に提出してください。申請書は、同係で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【内容】新宿区マンション管理相談員1名を、1回2時間派遣。派遣は同一マンションにつき1年(4月1日～翌年3月31日)に3回まで

セミナー・交流会も開催しています

※日時等詳しくは、新宿区ホームページ等でお知らせします。

◆ マンション管理セミナー

建物の維持管理・管理組合の運営に関するセミナーです。話題の情報や参加者からのアンケートで要望の多い事柄をテーマに、分譲は年2回、賃貸は年1回開催しています。

◆ マンション管理組合交流会

管理組合同士の連携を強めるための交流会で、年2回開催しています。テーマごとに4つの班に分かれ、新宿区マンション管理相談員をコーディネーターとして交えて交流・討論します。